



No.92

2026年(令和8年)
8月1日発行

題字：真鶴中学校2年
たかはし みう
高橋 美羽さん



C 目次 Contents

特集	2 P
本会議報告	5 P
審議結果	7 P
一般質問	8 P
会議の記録	11 P
議長室	12 P

神奈川県真鶴町議会

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1
電話0465-68-1131(代)
gik_gikai@town.manazuru.kanagawa.jp

発行/真鶴町議会
編集/議会広報・広聴特別委員会

ご意見・ご感想をお寄せください



3つの特別委員会の今

—「調査し、検証し、提言する」議会の役割—

「町議会」というと、本会議で予算や条例について審議し、賛成・反対を決める場という印象を持たれる方も多いかもしれません。

しかし、議会には他にも大切な役割があります。その中の一つが、町の重要な課題について調査し、課題を整理した上で必要な改善を町へ提言することです。

本会議で議決する姿は見えても、その結論に至るまで、議会がどのような調査を行っているかは、あまり知られていません。その役割を担うのが「特別委員会」です。

特別委員会は、町にとって重要な課題が生じた際に本会議や常任委員会内での発議により設置されます。

本特集では、本年1月に真鶴町議会で立ち上がった3つの特別委員会の「今」についてお伝えします。

令和8年6月定例会では、「真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会」が最終報告を、「真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会」が中間報告を行いました。また、「義務教育学校建設調査特別委員会」は現在も調査を継続しています。

今回は、それぞれの委員会がどのような目的で設置され、どのような調査を行ってきたのかをご紹介します。

Point!
特別委員会とは？

町の重要な課題について、時間をかけて調査・検討するために設置される委員会です。資料の確認や現地視察、担当課への質疑などを行い、調査結果を報告書としてまとめ、必要に応じて町へ提言を行います。

**指定管理運用状況調査
特別委員会**
—制度をより良くする
ための最終報告—

まず、「指定管理者制度」とはどのような制度なのでしょう。

指定管理者制度とは、町が所有する公共施設の管理・運営を、民間事業者や団体などに委ねる制度です。民間ならではの知識や経験を活かしながら、利用者サービスの向上や効率的な施設運営を目指すことを目的としています。

一方で、公共施設は町民共有の財産です。そのため、指定管理者が適切な手続で選定されているか、協定どおりに施設運営が行われているか、町が適切に確認・評価を行っているかを継続して検証することも重要です。こうした観点から設置されたのが、指定管理運用状況調査特別委員会です。

今回の委員会は、特定

の指定管理者や施設を評価することではなく、指定管理者制度そのものが適切に運用されているかを検証することを目的として活動しました。

委員会では約5か月にわたり調査を実施しました。

調査対象となったのは、
・ 国民健康保険診療所
・ 訪問看護ステーション 真鶴
・ 看護小規模多機能型居宅介護施設
・ 真鶴駅前駐輪場
・ ケープ真鶴
・ 真鶴魚座
・ コミュニティ真鶴の7施設です。

委員会では提出資料を確認するだけではなく、担当課への質疑や委員間での協議を重ねるとともに、すべての対象施設について現地視察を行いました。

実際に施設を訪問することで、書類だけでは分からない運営状況や、指定管理者が利用者サービス向上のために行っている

の工夫なども確認しました。そのうえで、指定管理者制度全体の運用について検証を行い、最終報告書を取りまとめました。

報告書で示した 6つの提言

今回の報告書では、制度をより適切に運用していくため、6つの提言が示されました。

1 指定管理者の選定方法

指定管理者を選ぶ際には、選定委員会による審査が行われます。

委員会では、選定の透明性・公平性をさらに高めるため、選定委員会の構成や選定方法について検討の余地があると提言しました。

2 指定管理料の積算根拠

指定管理料は町の財源をもとに支払われています。

そのため、どのような業務内容や人件費などを基に金額が算定されたの

か、後から検証できるよう積算根拠をより明確にする必要があるとしました。

3 モニタリング（運営状況の確認）

町は、指定管理者による施設運営が協定どおり行われているかを継続して確認する必要があります。

委員会では、確認方法や評価基準、記録方法などをより分かりやすく整理し、実効性のある仕組みとするよう提言しました。

4 協定内容の明確化

町と指定管理者が締結する協定書についても、責任分担や業務範囲をより明確にし、双方が共通の認識で運営できるように改善を求めました。

5 評価方法の充実

施設運営の成果や改善点を適切に把握するため、評価委員会の構成や評価方法についても、客観性や透明性の向上を図る必要があるとしました。

6 次回の指定管理へ活かす仕組みづくり

指定期間が終了した際には、成果や課題を整理し、次の公募や選定へ反映できる仕組みを整えることも重要な提言の一つとなりました。

制度をより良くするために

今回の調査では、制度そのものを否定すべき事実は確認されませんでした。一方で、制度を継続的に運用していくためには、より透明性を高め、町民にとって分かりやすい仕組みづくりを進めることが重要であると整理されました。

また、委員会では各施設で指定管理者が利用者サービス向上に向けて工夫を重ねていることも確認しています。

報告書では、「本委員会は個別指定管理者の評価を目的としたものではなく、指定管理者制度が継続的かつ適正に運用される仕組みの検証

を目的として調査を行った」と結んでいます。

6月定例会では最終報告書が提出され、委員会はその役割を終えました。



コミュニティ真鶴



真鶴駅前駐輪場



真鶴町国民健康保険診療所

真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会

——事実確認に向け、調査を継続しています——

令和8年1月、町行政組織内におけるハラスメント疑い事案について、事実関係や町の対応を調査するため、「真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会」が設置されました。

本委員会では、特定の立場に立つて判断するのではなく、資料や証言に基づき、事実を丁寧に確認することを目的として調査を進めています。

調査事項は、
・ハラスメント疑い事案の事実関係
・町が実施した調査や対応の検証
・その他関連する事項の3項目です。

委員会は設置後、閉会中も継続して開催され、これまで複数回にわたり調査を実施してきました。

一つひとつ事実を積み重ねる調査

調査では、まず委員会として調査方法や進め方を整理したうえで、町に對し関係資料の提出を求めました。

提出を求めた資料は、ハラスメントに関するアンケート結果や実施要領、調査票、庁内での記録など多岐にわたります。

提出された資料については委員会でも確認し、必要に応じて追加資料の提出も求めながら調査を進めました。

また、委員会では地方自治法第100条に基づく調査権限を活用し、証人尋問も実施しました。

証人尋問では、関係者から直接説明を受けることで、提出資料だけでは分からない経緯や状況についても確認を行っています。

調査は、証言だけに依拠するのではなく、資料と照らし合わせながら、

多角的に事実関係を確認する方法で進められています。

なぜ「中間報告」なのか

6月定例会では、委員会から中間報告が提出されました。

中間報告とは、調査が終了したことを意味するものではありません。

これまでの調査経過を議会へ報告するとともに、今後必要な調査を継続することを示すものです。

委員会では、提出資料の確認や分析を進める中で、追加の調査や聞き取りが必要であると判断しました。

そのため、当初予定していた最終報告ではなく、中間報告として調査状況を取りまとめました。

特集

今後に向けて

今後も、必要な資料の確認や分析、聞き取りなどを継続し、事実関係の確認を進めていきます。調査結果については、今後、報告書として取りまとめられます。

本委員会は、事案に対する結論を急ぐのではなく、事実に基づいた調査を重ねることを重視しながら活動を行っています。

義務教育学校建設調査 特別委員会

―町の将来を見据えた
調査を継続―

現在、真鶴町では義務教育学校の整備に向けた検討が進められています。

学校は子どもたちが学ぶ場であると同時に、数十年にわたって町が維持管理していく公共施設でもあります。

そのため、教育環境だけでなく、将来の財政負担や多角的な視点から検討を進めることが重要です。

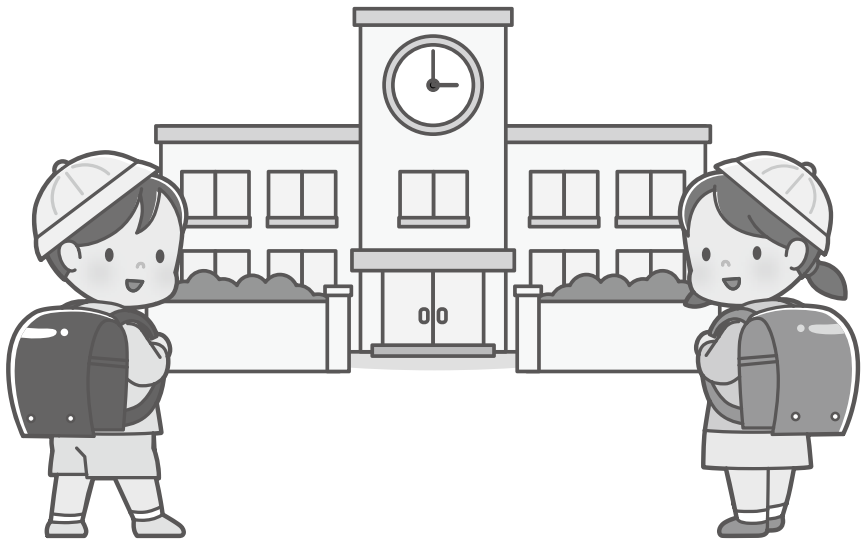
こうしたことから設置されたのが、義務教育学校建設調査特別委員会であり、現在も調査を継続しています。

1月の委員会設置以来、建設費見通しを明示してもらったことや、部活動なども含めた仮校舎移転に関する既存児童生徒の生活への具体的な影響、そもそもの学校建設がなぜ必要になったかの経緯の再確認など、話し合いを持って参りました。3月



の予算審議以降は、本会議で議決された附帯決議の事項である建設費用圧縮のための面積削減についても委員会内での協議、教育委員会への具申を行って参りました。

タイムライン
1月 3委員会設置
6月 指定管理委…
最終報告
6月 ハラスメント委…
中間報告
学校建設委…
調査継続中



おわりに

―調査を、より良い
町づくりへ―

今回ご紹介した3つの特別委員会は、それぞれ調査の目的も進捗状況も異なります。

指定管理運用状況調査

特別委員会は、制度全体の運用状況を検証し、最終報告書として6つの提言を取りまとめました。

真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会は、事実関係を確認するため、現在も調査を継続しています。

義務教育学校建設調査特別委員会では、学校建設という町の将来に関わる重要な課題について、引き続き調査・検討を進めています。

活動内容は異なりますが、3つの委員会に共通していることがあります。それは、町の重要な課題について時間をかけて調査し、事実を確認し、課題を整理したうえで、

今後の町政につなげることで。

議会は、本会議で議案を議決するだけの機関ではありません。

必要に応じて特別委員会を設置し、資料の確認や担当課への質疑、現地視察、聞き取りなどを重ねながら、多角的な視点で調査を進めていきます。

その結果は報告書としてまとめられ、町政の改善や今後の政策形成につながる提言として活用されます。

今後も議会では、町の重要な課題について調査・検証を重ね、その内容は議会だよりなどを通じて町民の皆さまに分かちやすくお伝えしていきます。

本会議報告

4月臨時会

真鶴町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分

4月1日施行の地方税法及び地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割が廃止され、軽自動車税の種別割が軽自動車税になり、軽自動車税の環境性能割の部分等について町税条例の一部を改正する必要があるが、地方税法公布後、緊急を要するため専決処分とし、承認を求めるものです。

改正内容は当該条例中の環境性能割に関する各条文の改正又は削除及び種別割を軽自動車税に改正するものです。

村田 改正によって町の税収にどのような変化がありますか。
税務町民課長 令和6年度は50台で113万3200円の収入実績、令和7年度は決算前で未確定ですが43台で81万6900円ほどの収入で、これ

らがなくなります。討論はなく、採決の結果、全員賛成で承認しました。

令和8年度真鶴町一般会計補正予算

歳入・歳出予算の総額にそれぞれ4138万4000円を追加し、46億1438万4000円とするものです。

山崎 関係人口創出事業は、客観的根拠に基づく検証が必要だと思いますが、移住者数や出生数、関連収益などを明確にし、定期的に事業をチェックするためのKPIを設定していますか。

政策推進課長 地域未来交付金の申請にあたり対象事業のKPIを設定しており、半島留学生の数及びアンバサダーの数字が大きなKPIになります。半島留学生は初年度10人、3年間で50人と設定。アンバサダーは初年度50人、3年度で300人、4年目には450人と想定しています。町外から若者や民間企業に

らが来てもいい、楽しみながら経済を回していくという想定です。

加藤 関係人口の3ヶ年事業が補助金を受けて走り出すことについてどのような考えですか。

町長 基本的には地方自治体は住民福祉増進のために税金を使うもので、3年間の補助期間終了後は自走できるようにしたい。分散型自立組織として収益を上げるモデルに移行していく考えです。

村田 関係人口創出事業のアンバサダーと従来のふるさと町民との違いは何ですか。

政策推進課長 大きな方向性は同じです。町外から真鶴町のファンとして登録してもらい、特典などのメリットもつけて、関係人口施策としてより継続的な関係を構築していくものです。

齋藤 3月議会で可決した地域おこし協力隊の予算以外のことに関わっていくということですか。

町長 事業の全体像は、地域おこし協力隊をたく

さん招いて町に活気を取り戻し、産業の継承や雇用、創業も想定しています。他の関係人口施策とともに相乗効果を高めていこうという趣旨です。

堀 3年経った時点での目標が達成できているのかどうかということについて、どのタイミングで判断する予定ですか。

政策推進課長 数値がどう変わったか適宜確認をしていき、年度単位や半期単位で確認をしていきます。報告の場合は、地方創生の戦略会議を想定しています。

加藤 ケープ真鶴の1年間の予算846万8000円が計上されていますが、次の指定管理者はいつ頃決まるのか計画はありますか。

産業観光課長 暫定的に町の直営としていく予算です。今後は、仮称・真鶴半島再活性化構想の検討を進めていきます。半島全体のあり方を明確に定義することが全ての出発点になるとの考えで、ケープ真鶴については、

指定管理者制度がふさわしいのか、または貸付なのか、除却なのか、どういう手法がふさわしいのかを検討していきます。

堀 ケープ真鶴の次の事業者が決まるまで、例えばキッチンカーを入れるなど観光に寄与できるような予定はありますか。

産業観光課長 無料休憩所やトイレなど、観光客に対する最低限の措置は行っています。現在、町内事業者との調整に注力したいと考えています。

木村 ケープ真鶴の指定管理者が約1年で撤退したことから、仮称・真鶴半島再活性化構想を練るに至ったことと因果関係はありますか。

産業観光課長 ケープ真鶴の指定管理者が辞退したからではなく、美術館・展望公園も含めて真鶴半島全体をどう位置づけていくかを構想として打ち出していくものです。

討論はなく、採決の結果、賛成多数により原案通り可決しました。

6月定例会

豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2027年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情

所管の総務経済常任委員会に付託されました。

委員会での審議を経て、最終本会議で委員長が、採択3名、趣旨了承5名で、趣旨了承すべきものとした審議結果の報告を行いました。

討論はなく、採決の結果、賛成多数で趣旨了承と決定しました。

地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書

所管の総務経済常任委員会に付託されました。

委員会での審議を経て、最終本会議で委員長が、採択2名、不採択1名、趣旨了承5名で、趣旨了承すべきものとした審議結果の報告を行いました。

討論はなく、採決の結果、賛成多数で趣旨了承

本会議報告

と決定しました。

真鶴町農業委員会委員の任命

現委員の任期満了に伴い新たに、横山公氏、三ツ木謙二氏、松本悟氏、小松勝氏、相野谷臣氏、小野新三氏、鈴木江美留氏を委員に任命するために提案するものです。

加藤 どのような形で選定がされたのですか。

産業観光課長 公募は3名の応募があり、1名が不採択でした。選考理由は、農地調査等の経験があり町内農地に精通している方から書類審査を経て選考しました。

山崎 7名中3名が町外の方となっていますが問題はありますか。

産業観光課長 農業委員会に関する法律上、住居制限はありません。

村田 農地は大事なものであり、それが外部の人に転売というような判断になってしまうと町民の意思から外れてしまう懸念があります。7人中3人が町外者という割合を

懸念しています。

町長 必ずしも町民である必要がない制度ですが、町の状況を踏まえないでは良い仕事ができないのも確かです。バランスのあり方は選任する立場として留意します。

令和7年度真鶴町一般会計予算繰越明許費計算書の報告

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の報告をするものです。

令和7年度真鶴町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により事故繰越し繰越計算書の報告をするものです。

令和7年度真鶴町下水道事業会計予算繰越計算書の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰

越計算書の報告をするものです。

真鶴町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたこと等に伴い、

本条例の一部について所要の改正をしたく提案するものです。

討論はなく、採決の結果、原案通り承認しました。

令和8年度真鶴町一般会計補正予算

歳入・歳出それぞれに542万7000円を追加し、予算の総額を46億1981万1000円とするものです。

青木 引取者不明死亡人取り扱い事業71万6000円の算出根拠の説明を求めます。

税務町民課長 葬儀費用

一式22万2000円、移送等費用4万5000円、保管料日額5000円で、90日分の想定です。

青木 ケープ真鶴施設管理事業の修繕料33万5000円で何を修繕するのですか。

産業観光課長 番場浦駐

車場の浄化槽に引き込んでいる水道管の漏水修繕費用です。

山崎 体育器具保守点検委託料は小学校、中学校、幼稚園、町立体育館で計上されていますが、これは毎年実施しているものですか。

教育課長 こちらの点検

については、年に2回点検をしているものです。

村田 公共交通推進事業で、業務委託料からコミ

ュニティバスの実証実験委託料が補助金に振り返っているのはなぜですか。

都市計画課長 地域公共

交通会議に調査事業として国庫補助金が付くことになり、実証実験についても、一部を調査事業に入れて行うことにして全

額を地域公共交通会議補助金として事業を行うことにしました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決しました。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会の調査報告

本委員会は、令和8年1月19日に設置されて以来、委員会9回、現地調査3回、協議会3回開催。調査対象7施設に対して、提出資料や現地視察、所

管課の質疑等を行いました。

報告の主な内容としては、次の事項について改善の検討を求めました。

(1)選定委員会のあり方及び構成の見直し。(2)指定管理料選定根拠の明確

化及び検証可能性の向上。(3)協定書における責任分

担及び業務範囲の明確化。(4)モニタリング手法及び

評価基準の見直し。(5)評価委員会の構成及び評価

方法の適正化。(6)指定管

理終了後の検証結果を次回公募や選定基準へ反映

する仕組みの構築。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会廃止に関する決議

本委員会の調査報告をもって、調査の全てが終了したため、真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会の廃止に係る決議をするものです。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案通り可決しました。

真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会の中間報告

令和8年1月19日から令和8年4月27日までに8回開催。記録資料の分析と3名に対して証人尋問を実施しました。

本委員会については、当初、6月定例会にて調査結果報告を行うことを

目指していましたが、本委員会が独自にアンケート採取などを実施するこ

となど、更なる調査、聴取分析を行った上で、9

月定例会での調査結果報告を行うことにしました。

審議結果

令和8年4月臨時会 審議結果

会期：4月13日

議案番号	議 案	概 要	採決者数	賛成	反対	議決結果	齋藤伸子	木村 勇	堀 杏奈	村田知章	山崎佳奈	加藤 龍	青木 健	田中俊一	海野弘幸	天野雅樹
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（真鶴町税条例の一部を改正する条例の制定について）	地方税法及び地方消費税法の一部改正に伴う税条例の改正	9	9	0	承	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第31号	令和8年度真鶴町一般会計補正予算（第1号）	歳入歳出に対し、4,138万4千円を追加し、総額を46億1,438万4千円とするもの	9	8	1	可	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○

議長は採決に加わりません。

令和8年6月定例会 審議結果

会期：6月4日～6月12日

議案番号	議 案	概 要	採決者数	賛成	反対	議決結果	齋藤伸子	木村 勇	堀 杏奈	村田知章	山崎佳奈	加藤 龍	青木 健	田中俊一	海野弘幸	天野雅樹
陳情第1号	豊かな学びの実現教職員定数改善をはかるための2027年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について	国の関係機関へ2027年度予算編成に教職員定数の改善や教育予算の増額などの意見書の提出	9	7	2	趣	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○
陳情第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情書	国に対して地方財政確立のための意見書の提出	9	7	2	趣	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
同意第4号	真鶴町農業委員会委員の任命について	農業委員の任命について同意を求めるもの	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第5号	真鶴町農業委員会委員の任命について	農業委員の任命について同意を求めるもの	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第6号	真鶴町農業委員会委員の任命について	農業委員の任命について同意を求めるもの	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第7号	真鶴町農業委員会委員の任命について	農業委員の任命について同意を求めるもの	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第8号	真鶴町農業委員会委員の任命について	農業委員の任命について同意を求めるもの	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第9号	真鶴町農業委員会委員の任命について	農業委員の任命について同意を求めるもの	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第10号	真鶴町農業委員会委員の任命について	農業委員の任命について同意を求めるもの	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第32号	真鶴町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の一部改正に伴う税条例の改正	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第33号	令和8年度真鶴町一般会計補正予算（第1号）	歳入歳出に542万7千円を追加し、総額を46億1,981万1千円とするもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発委第1号	真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会廃止に関する決議について	指定管理者運用状況調査特別委員会を廃止するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議長は採決に加わりません。

【採決結果】○＝賛成 ×＝反対 退＝退席 欠＝欠席（遅刻・早退を含む） 除＝除斥

【議決結果】可＝可決 承＝承認 許可＝許可 認＝認定 同＝同意 否＝否決 採＝採択 趣＝趣旨了承 不＝不採択



ともあき 知章 議員


 動画は
こちら！

むらた 村田

わんわんパトロールで安心な町を！

問 さまざまな自治体で、犬の散歩をしている皆様の協力を得て、地域の防犯防災力を強化する取り組みが行われています。わんわんパトロールです。全国的にも広がっており、県内では横浜市、川崎市、厚木市、綾瀬市などが導入しています。

わんわんパトロールとは、犬の散歩中に地域の防犯、子どもたちの見守り、防災などについて、気が付いたことや異常があったら町に通報するボランティアです。賛同してくださる愛犬家の皆様には腕章などを身に付けて頂きます。これによって防犯、防災効果が期待できます。

常に地域の眼があることを犯罪者にアピールすることができ、犯罪者の警戒心を高めさせ、犯行を諦めさせる効果です。

登下校時に散歩すること、子どもたちの見守りの効果も期待できます。

毎日、回っているの

で、町のさまざまな変化にもいち早く気が付きま

す。倒木、漏水などの情報も入ります。愛犬家にとっても無理なく散歩するだけで地域貢献ができるというメリットもあります。

秦野市では現在、飼主371名と畜犬458頭がわんわんパトロールに登録され、活動しているそうです。

町として導入する考えはありますか。

答 民間の活動に委ねたら、支援を検討したいです。

問 今現在の畜犬の登録件数を教えてください。

答 5月末現在で飼主が288名と畜犬が393頭登録されています。

問 真鶴町は背戸道など狭い路地が多いです。ですが、犬の散歩には適しています。犬の散歩をしている方の協力を得られれば、それだけで町を見守るネットワークができます。町の職員だけでは眼が行き届かないところまでカバーできます。

答 町が主導だと、せっかく楽しみに散歩しているのに、重荷を負わせるようなことになってしまうかもしれません。

町の傘下みたいになっ

ているようで、嫌だと思

方もいるかもしれません。

問 これは強制的に義務付けるものではないですか。制度に賛同して

くださる方に協力していただくものです。町が制度を作ることで、町のお墨付きが得られ、愛犬家の協力を得られやすくなるという考えです。

答 もし担い手があつて協力して欲しいというのであれば、相談に応じます。



一般質問



あんな 杏奈 議員


 動画は
こちら！

ほり 堀

学校建設、庁舎のあり方及び公共施設再編における合意形成について

問 学校建設や庁舎を含む公共施設再編は、

真鶴町の将来に大きく関わる重要施策です。一方で、内容の合理性のみで進むのではなく、議会及び町民との信頼関係、情報共有、意見反映の過程が伴って初めて合意形成に至ると考えます。学

校建設について、事業費・財源・将来負担の見通しをこれまでのように共有してきたと認識していますか。また、議論や情報開示は十分だったと考えていますか。

答 教育長 当初約30億円としていた工事費は、基本設計時点で約62億円となりました。この

変動は議会・町民の皆様にとって大きな驚きだったと認識しています。教育長として率直に申し上げれば、設計の節目ごとの情報更新や説明が十分

ではなく、振り返るべき課題がありました。これまで30回を超える説明や協議の場を設けてしまし

たが、回数を重ねれば信頼が築かれるものではないとも受け止めています。課題は情報開示の回数ではなく、何を、どのタイミングで、どのように伝えるかという構造に

あったと考えています。また、合意形成は信頼が前提であり、信頼の再構築は立派な仕組みを作る

ことではなく、当たり前なことを当たり前に確実に実行することから始まると認識しています。今後は節目を待たず適宜情報共有し、議会・町民との対話を重ねながら、施設規模、機能、社会教育施設との複合化、人口動

向への対応も含め再検討してまいります。

問 これまでの経過の是非を問うのではなく、今後より良い政策決定につなげる観点から伺います。個別事業そのものより、政策決定を支える構造に課題があると考えます。意見が一致して

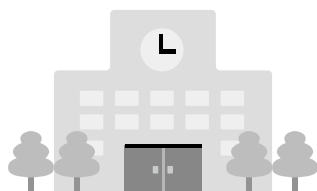
いないからこそ話し合いが必要で、学校建設や庁舎を含む重要施策について、執行部、教育委員会、議会が同じテーブルにつき、共通認識を構築しながら継続的に議論する協議体を設ける考えはありますか。

答 町長 問題意識には共感しますが、執行機関が議会の頭越しに協議体を設けることは制度上難しいと考えています。議会側で協議体を設けるのであれば、できる限り協力してまいります。

また、合意形成は信頼が前提であり、信頼の再構築は立派な仕組みを作る

ことではなく、当たり前なことを当たり前に確実に実行することから始まると認識しています。今後は節目を待たず適宜情報共有し、議会・町民との対話を重ねながら、施設規模、機能、社会教育施設との複合化、人口動

向への対応も含め再検討してまいります。





ゴミの排出量について

問 人口が減るとゴミの総量は変わらなくても一人当たりの数量は上がります。統計的にゴミ排出量は増加傾向にありますか。

答 2022年度770gだったものが2024年度には765gで微減傾向といえます。他の自治体と比べると2024年度の1日1人当たり家庭系ゴミ排出量は、県内では第1位が湯河原町824g、第2位が当町で765g、第3位が箱根町705gです。県内平均は466gと比べると非常に多いです。容器包装プラスチックの分別をしていない団体が湯河原、真鶴で容器包装が混じっているからだと思います。

問 令和8年度当初予算衛生費のゴミ減量化対策事業は、プラスチック系分別ゴミの検討のためのものでしょうか。

答 湯河原町と真鶴町でプラごみ等資源化減量化検討委員会を立ち上げました。

問 プラごみ分別費用はどこから捻出する計画ですか。

答 循環型社会形成推進交付金で3分の1程度出るのを財源として充てていく考えです。

問 コンポスト購入時の助成事業の成果を教えてください。

答 2025年度予定補助件数4件に対して実施件数は3件でした。環境省「ゼロカーボンアクション30」によると、生ゴミを堆肥化することで1世帯当たり年間約18kgのCO2を削減できるということです。過去5年間を集計すると約1tのCO2削減効果があったのではないかと考えています。

問 令和6年第3回定例会で採択された陳情「ゴミ回収について」の措置を教えてください。

答 要綱を制定し、介護認定の方やゴミ出し困難な方に登録してもらい、2週間に1回程度町職員が収集しています。

問 NPOと真鶴町が連携した子どもの居場所支援モデル事業の成果を教えてください。

答 真鶴未来塾により、琴ヶ浜の生物を採取して展示した琴ヶ浜水そう、どんぐりクッキーづくり、港喫茶職業体験を実施。月と海では、助産師体験、親子相談会を実施。エディブルスクールヤードジャパンによるワークショップ形式の学校菜園作りが行われ、地域間交流支援機構により、井戸づくりや塩づくり体験が実施されました。

一般質問

問 高齢者の一人暮らし緊急通報システムの改善を

答 高齢者が無料でペンダント形式の緊急通報システムを活用していましたが、昨年度業者が撤退して、貸し出し方法が変わり利用者が減りました。

問 利用しやすくなるよう条件を変更できませんか。

答 変えることはできません。問題意識に共感するところでありますから、費用との見合いで、対象者の範囲とか、行政支援の範囲について論点を整理していく考えです。

問 現在の条件はどうなっていますか。

答 設置費用はご負担いただき月額の使用料は無料。ペンダントをお渡しすると火災センサー・人感センサー・月1回お伺い電話をする。75歳以上で構成される世帯でかつ携帯電話を所有していないのが条件です。

問 利用者が23人から2人になった理由はどこにあると考えますか。

答 緊急時に誰の支援も受け取れない方とした事、受益者負担の考えを組み込んでいる事、携帯電話を持っていない方という条件にしたことも原因としてあると思います。

問 加齢に伴い聴力が落ちると会話に交じりたくなったり、孤立しがちになり、認知症も進むと言われるようになりました。

答 加齢に伴い聴力が落ちると会話に交じりたくなったり、孤立しがちになり、認知症も進むと言われるようになりました。

問 補聴器は金額が高い、使い方の調整が必要という問題もあります。町が購入補助に取り組みませんか。

答 他障害との均衡性を踏まえながら論点を整理していきたい。

問 今回は県が希望する自治体に補助する事業を行っています。県からの連絡について、ご答弁願います。

答 令和8年5月に「高齢難聴者補聴器の推進事業実施要綱」ができている、基本的に市町村に対する補助になっています。自治体によって補助額の上限に幅があるのでその辺のことも踏まえて実施に向けた検討をしていければと考えています。

問 改訂された「公共施設総合計画」について

答 どのように検討されたのか伺います。

問 町民対話、パブコメ、オープンハウス、利用団体、議会への報告等数十回の会議を開き、財務課が中心となり、役場内の関係部署にフィードバックし、方向性と確認してききました。

問 役場の機能移転について今年は情報センターの工事は行われないと考えますが町長のお考えを伺います。

答 現在は検討を休止しています。



いまむ 勇 議員

動画は
こちら！

木村

真鶴町役場の働きやすい

職場づくりに期待して

問 県が昨年末公表した

県内33市町村の昨年4月1日時点のラスパイレス指数を見たところ真鶴町は93・3％で県内市町村中最下位の33位でした。真鶴町の一昨年のラスパイレス指数は93％で32位に位置しこの時の最下位は92・9％の清川村で、今回94・4％に改善し32位につけました。ラスパイレス指数とは国家公務員を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指標で、100未満だと国家公務員の給料の方が高いということになり、100に近づけることが望ましいとされています。国家公務員の水準を下回る給料体系となっている真鶴町です

が、当町が提供する行政サービスの質を維持するために必要な水準と言えるのか、職員のモチベーションが気掛かりです。そこで、現在の真鶴町のラスパイレス指数をどのように評価しているのかを伺います。

答 労働市場の中で、需要と供給の差を埋めるための参考となるモノサシの一つが、経済学者であるラスパイレス氏が作った指標であると認識しています。そもそも当町は、他団体との比較の中ではなく、当町を指名買いで選んで頂けるような町役場を目指してきたものと認識しています。

実際に、真鶴町の給与水準によらず当町を選んできて頂いた有能な職員も少なくないです。これは、当町が保有してきた非経済的な誘引力の賜物です。ただし、現実的には、「やりがい」で選ぶ者もいれば、給与水準で選ぶ者もいます。同じ程度の給与水準の中で「やりがい」によって選ぶ者

がいるとすれば、その中から優秀な人材も逃したくはないものです。現状では、当町の事務効率化は著しく低いと認識しています。だが、DX等によって職員一人あたりの労働生産性を高める中で、ラスパイレス指数以上の給与水準を目指し、「やりがい」面でも報酬面でも誘引力のある職場を実現していきます。

問 真鶴町のラスパイレス指数が県内最低であることは職員のモチベーションや人材確保の面で影響があると思われ

ますが、就職活動をしている学生等に対しての印象をどのように考えていますか。

答 本年4月の新採用職員の中にも、民間事業者の内定を蹴って、他の自治体を志望することなく当町を指名買いで選んで頂いたような将来有望な職員も複数おります。給与水準も上げ、非経済的な誘引力も引き続き向上していく考えです。

一般質問



りょう 龍 議員

動画は
こちら！

加藤

真鶴町における法定外税

の検討について

問 現在、都道府県間で

大都市、とりわけ東京都への税源一極集中を是正するいわゆる偏在是正の議論が行われています。地方から都市部の関係性としては人口が流出し、そのまま都市部に定着することに加え、昨今は多拠点生活のように都市と地方どちらにも拠点を持つ生活も増えていきます。法人税が中心の偏在は正の議論は前者に効果的はあるものの、後者については直接的な効果はありません。住民票は都市部に置いたまま、住民税は都市部にのみ納付されることとなります。デジタル化、リモート化も進み、法人の生産額において、今までは大都市の

オフィスで生まれていたものの一部が、真鶴町の自宅から生み出されています。偏在是正の議論が地方自治体の実情を汲み、進展することを希望しつつ、基礎自治体が生活様式、生産の実態に即した法定外税を導入することは理があると考えます。小林町長も就任時に別荘税の導入可能性を言及しておられました。その他も含め、真鶴町の法定外税の導入を現在検討しているかお答えください。

答 私は地方公共団体が本来の意味で地方自治体になるためには課税自主権が国の関与なく認められるべきだと考えます。また偏在是正を行うために導入されたふるさと納税の現状は理想との乖離が大きいと認識しています。こうした中、法定外税の導入は徴税費用と増収見込みの見合いや法的リスクを勘案しながら進める必要があります。当初提議した別荘税は既に導入している熱海

市に職員が視察を行い、徴税に係る費用や事務負担が増収に見合うのかという点から現在は見送っているところです。都市計画税、宿泊税も現在は検討をしていません。今後政策誘導手法として、税制度の活用を模索していきます。

真鶴町におけることも誰でも通図制度の利用実績について

問 国の法改正と当町含む自治体での条例改正を経て4月からスタートした、こども誰でも通図制度の利用実績について教えてください。

答 現時点での受け入れはまだありません。全国一律で開始されたものの各施設の実情に応じて実施の判断がなされるもので、当町では保育士確保の困難さや既存の保育との両立、安全管理面への懸念等から受け入れ施設にご検討はいただいているものの、実施申請をいただく見込みは立っていない状況です。

会議の記録

月	日	会議名	映像配信	議題
4月	8日	議会運営委員会		(1) 第3回議会臨時会について (2) その他
	8日	議会広報・広聴特別委員会		(1) 町長への申し入れに対する回答について (2) 議会だより年間スケジュールについて (3) 掲載内容の精査について (4) その他
	8日	指定管理運用状況調査特別委員会		(1) 指定管理施設の現地視察について (2) その他
	9日	指定管理運用状況調査特別委員会		(1) 指定管理施設の現地視察について (2) その他
	13日	4月議会臨時会	あり	※審議結果をご覧ください
	13日	真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会	あり	(1) 第8回委員会の開催について (2) 委員会での証人尋問について (3) その他
	13日	指定管理運用状況調査特別委員会	あり	(1) 指定管理者制度の現状について (2) その他
5月	27日	真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会	あり	(1) 共通事項尋問について (2) 証人尋問 (3) 第9回委員会の開催について (4) その他
	8日	義務教育学校建設調査特別委員会	あり	(1) 学校建設事業に係る仮校舎の影響等について (2) 令和8年度当初予算に係る付帯決議等について (3) その他
	8日	議会広報・広聴特別委員会		(1) 令和9年度題字の予算について (2) 広聴機能拡充について (3) その他
	11日	指定管理運用状況調査特別委員会	あり	(1) 委員会の意見集約について (2) その他
	25日	指定管理運用状況調査特別委員会	あり	(1) 委員会の意見集約について (2) その他
	27日	議会運営委員会		(1) 第4回議会定例会について (2) その他
	27日	議会全員協議会	あり	(1) 指定管理者運用状況調査特別委員会について (2) その他
6月	4日	6月議会定例会	あり	※審議結果をご覧ください
	8日	総務経済常任委員会	あり	(1) ケープ真鶴・真鶴魚座について (2) 公共施設等総合管理計画の改定について (3) 陳情第1号について (4) 陳情第2号について (5) その他
	8日	指定管理運用状況調査特別委員会	あり	(1) 委員会報告について (2) その他
	12日	6月議会定例会	あり	※審議結果をご覧ください
	12日	議会全員協議会	あり	(1) 学校建設に係る概算事業費について (2) その他
	12日	議会広報・広聴特別委員会		(1) 議会だより No.92について (2) その他
	19日	義務教育学校建設調査特別委員会	あり	(1) 学校建設に係る概算事業費について (2) 面積の削減について (3) 推進委員会について (4) その他
	19日	広域行政特別委員会		(1) 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会での議事内容について ア 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員の変更について イ 令和8年度湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画の一部修正について ウ 令和7年度会務報告について エ 令和7年度推進事業の経過について オ 令和7年度協議会決算(案)について カ 令和7年度共同処理事業等の負担割合及び負担実績について キ 真鶴駅前及び新福浦立体交差点の渋滞解消に関する要望(案)について ク 水道広域化専門部会の委員について (2) その他



本会議に関連する会議映像の
再生リストはこちら

議長室

真鶴町議会議長

天野 雅樹

皆さま、いつも町政に興味を持っていただきありがとうございます。

今回は「真鶴・魚座」「ケープ真鶴」についてお話しさせていただきます。

両施設は3月までは「指定管理施設」として町外の業者が管理運営を行っていましたが、今年度から「真鶴・魚座」は城北地区でグランピング施設を運営している「スチーム株式会社」が運営することとなりました。

これまでの磯料理店とは趣の違う海を感じられる内装、地の食材にこだわったシーフードレストランに一新されました。

また、真鶴を盛り上げるためのイベントの主催も行い、令和7年からは「源頼朝旗揚げ祭2025」を更に28年ぶりに復活させ、町内以外から3000人以上を集客するなど、地域に貢献した活動を行っています。

チームメンバーは利益追求だけを目的にせず、日々の奮闘しています。

「ケープ真鶴」は、これまでの指定管理運営会社が諸事情により3月に撤退したことにより、7月から「一般社団法人MK（真鶴盛り上げよう会）」が管理運営することになりました。

農業、建設業、飲食業、観光業など真鶴町内で活躍する若者を中心となり設立されました。真鶴の海産物を使用した食品や小松石を用いた生活雑貨など、地域産業を活用した商品の開発や、地域の観光資源を掘り起こし、観光コンテンツとして整備し、地域の活性化に努めています。

多くの真鶴町民や事業者を巻き込んだ施設運営に取り組んでいます。

「ケープ真鶴」「真鶴魚座」両施設ともに町営での運営から指定管理施設に代わってからは長年にわたり町外事業者が管理運営してきました。どちらも「お林エリア」「真鶴港エリア」の誘客の核となる施設です。

地元の良さを誰よりも知っている町民が運営すれば、高齢者や子どもたちが利用しやすくなり、地元利用者のリアルな声

がすぐに反映されやすく、地元のつながりを活かした「温かいおもてなし」や「ダイープな真鶴の魅力」を伝えることができ、観光客にとっても町民にとってもメリットは大きいと思います。

皆さまも両施設にどんな足を運んでもらい、「町民の温かさや自由なアイデア」を届け「真鶴活性化」に一役買ってくださいと思います。

モニター募集

真鶴町議会では、住民の皆さまにとって「より読みやすく、親しみやすい議会だより」を目指し誌面に対する意見やアイデアをいただきたく「議会だよりモニター」を募集します。

募集人員 10名程度

応募資格 真鶴町内在住・年4回発行される「議会だより」を読み期限内にレポート提出できる方・電子メール等のデジタルツールでのやり取りが可能な方

任期 令和8年9月～令和9年8月まで

募集期間 令和8年8月末日まで



会議録の閲覧

会議録はインターネット上で閲覧できます。



次回定例会開催案内

次回は

9月2日(水)、3日(木)、
17日(木)、18日(金)

の予定です。

第91号P8の審議結果において誤った内容を掲載しました。お詫び申し上げますとともにここに訂正いたします。

正

議案番号	議案	概要	加藤龍	青木健
議案第9号	真鶴町常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	町長の給料について平均改定率相当の減額措置を講じるもの	×	○

誤

議案番号	議案	概要	加藤龍	青木健
議案第9号	真鶴町常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	町長の給料について平均改定率相当の減額措置を講じるもの	○	×

【採決結果】○＝賛成 ×＝反対

編集後記

9月からの定例会では主に令和7年度に執行された町の予算に対する決算審査が行われます。決算審査の場で予算審査時の懸念を思い出すとすると本来思い出すべき一年前の7年度予算審議と半年前に行った8年度予算の質疑とごっちゃになります。何度やっても慣れないものです。しかしながら町の予算を立てる重要性はもちろんのこと、出口である決算も非常に重要なものです。日程はこの直上にある通りですので、お時間合う方はぜひ中継や、傍聴席でご覧いただけますと幸いです。暑い日が続きますが、どうぞご自愛ください。

編集長

加藤 龍

議会広報・広聴

特別委員会

委員長 山崎 佳奈
副委員長 堀 杏奈

委員 齋藤 伸子

木村 勇

加藤 龍